

平成 30 年度地域スポーツ活動・健康力向上事業
業務委託企画提案仕様書

1. 事業名

平成 30 年度地域スポーツ活動・健康力向上事業

2. 事業の背景

沖縄県においては、メタボリックシンドローム該当者割合が全国ワースト 1 位であり、運動習慣の定着化による健康増進及び体力の向上を図るため、地域のスポーツ活動の推進が求められている。

地域のスポーツ活動の推進のためには、総合型地域スポーツクラブの役割が重要であるが、その活動状況は弱く十分に役割を果たしていないのが現状である。

地域住民が主体的にスポーツ活動を通じた健康力向上に取り組める環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブに対する支援を実施するとともに、認知度向上を図る。

3. 事業の目的

総合型地域スポーツクラブに対する支援を実施するとともに、認知度向上を図り、地域住民のスポーツ活動を通じた県民の健康に資する。

4. 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日まで

5. 委託業務内容

(1) 「おきなわジョイスポ運動」の実施

平成 29 年度に引き続き「おきなわジョイスポ運動」を実施することとする。

(2) 「総合型地域スポーツクラブ活性化検討委員会」の設置・運営及び専門家活用事業の実施

県内の総合型クラブへの専門的アドバイスや本事業の効果的な実施を図ることを目的として、「総合型地域スポーツクラブ活性化検討委員会」（以下「検討委員会」という。）の設置・運営及び専門家活用事業を実施する。

ア 検討委員会の構成員

検討委員会は、総合型クラブに関する専門的な知識を有する有識者等で構成することとし、構成員は 5 名程度とする。

イ 検討委員会の活動内容

(ア) 検討委員会（会議）の開催

支援対象となる総合型クラブの選定や当該総合型クラブへの助言等を行うため、検討委員会（会議）を開催する（2 回程度）。

ウ 専門家活用事業の実施

総合型クラブに係る専門家を活用し、県内総合型クラブの活動内容、組織運営等に関する助言及び指導を行う。

(3) 県内総合型クラブへの支援事業の実施（公募・選定）

下記の事業を実施する総合型クラブに対し支援を行う。支援対象となる総合型クラブについては、公募を行い、上記（2）の検討委員会において選定するものとする。

ア 健康・スポーツ教室等開催事業

(ア) 事業内容

事業内容は、健康・スポーツに関する教室・体験イベント・シンポジウム等の開催とする。

(イ) 実施件数及び支援額

実施件数は5クラブ程度とし、1クラブあたり700千円程度とする。

(4) スポーツイベント交流事業

ア 事業内容

総合型クラブの認知度向上及び同クラブ間の交流を図るため、大規模なスポーツイベントの開催を実施する。

イ 事業費及びプログラム内容

当該事業に係る事業費は3,000千円程度とし、実施プログラムの内容は、概ね以下のとおりとする。

(ア) 多くの県内外総合型クラブが参加できるようにすること（10クラブ以上参加することを目標とすること）

(イ) イベント参加人数は1,000人以上を目標とすること

(ウ) プログラム内容は、体験型や交流型（対抗試合等）、総合型クラブの認知度を高める取組など、様々な企画を盛り込むこと

(エ) イベント実施に当たっては、広報を工夫し、集客を高めること

(オ) その他総合型クラブの認知度向上及び同クラブの交流を図るために必要な事項を実施すること

(5) 総合型クラブ活性化情報発信事業の実施

ア 事業内容

地域における総合型クラブの活動を活性化し地域の健康づくり・体力づくりに資するため、上記（3）の支援対象となる総合型クラブの取組状況や地域における総合型クラブの活用状況等に関する情報発信事業を実施する。

イ 実施方法

情報発信の方法は、テレビ番組（既存番組の新コーナー企画等）、ラジオ番組、新聞、雑誌など、各種メディアを効果的に活用して行うものとする。

(6) 平成30年度県民の体力・スポーツに関する意識調査の実施

ア 調査対象期間：平成30年8月1日～平成30年11月30日

イ 報告書提出期限：平成31年2月28日

※12月20日までに調査データを提出

ウ 調査報告書作成：100部

エ 調査対象

・母集団 沖縄県内に在住する満20歳以上の男女

- ・調査地点及び標本数 基本 50 地点、国勢調査報告の人口構成比による配分
- ・沖縄本島（南部、中部、北部）、離島地域（宮古、八重山）1,000 名程度
- ・標本抽出法（住民基本台帳等）、層化二段無作為抽出法

オ 調査項目

「平成 29 年度県民の体力・スポーツに関する意識調査」のうち、以下の項目を調査項目として基本設定し、アンケート調査票を作成する。

なお、スポーツ振興の推進に役立つ調査項目が基本設定以外にあれば、新規設定すること。

- ① 1 年間の運動・スポーツの実施状況について
- ② 総合型地域スポーツクラブの役割や取組について

カ 調査方法：郵送回収法

※調査の実施に当たっては、回収率を高めるための工夫及び経費の軽減につながる工夫を行うこととする。

6. 提案総額の上限額

提案に当たっては、20,101 千円（消費税込み）の範囲内で見積もることとする。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

7. 成果物及び著作権

- (1) 本事業の業務実施報告書 100 部及び同報告書の電子ファイルを納品すること。
- (2) 県民の体力・スポーツに関する意識調査報告書 100 部及び同報告書の電子ファイルを納品すること。
- (3) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、提案者の費用をもって処理するものとする。

8. 再委託に関する制限

(1) 一括再委託の禁止

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

また、以下の業務（契約の主たる部分）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約の主たる部分

- (ア) 契約金額の 50% を超える業務
- (イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関

係を有する者に契約履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超えない業務

イ その他、県と事前協議の上、再委託が必要と認められる業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

ア 簡易な業務

(ア) 資料の収集・整理・複写・印刷・製本

(イ) 議事録の作成、原稿・データの入力及び集計

9. その他

(1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書と異なる場合がある。

(2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

(3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、沖縄県（文化観光スポーツ部スポーツ振興課）と協議すること。